

平成 28 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 28 年 9 月 5 日(月曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 13 時 23 分

議事日程

開会 平成28年 9 月 5 日 (月) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3 号 阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 7 同意第 1 号 阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 8 同意第 2 号 阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 3 号 阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 4 号 平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 11 議案第 5 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 12 議案第 6 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 13 議案第 7 号 平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 14 議案第 8 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 15 議案第 9 号 平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 16 議案第 10 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 17 議案第 11 号 平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 1 号から議案第 11 号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	中	野	貴	夫
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	茂	刈	立	也

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、ラニーニャ現象で梅雨が短く、猛暑となるといわれていましたが、その言葉どおり大変な夏でありました。毎日 35 度近く、また 35 度を超す日もあり皆さん体調管理に大変苦勞されたことと思います。

また、台風の発生も少なく雨不足が懸念されていましたが、冬の大量な雪のおかげで水不足にならずに済みました。

しかしながら、8 月 19 日から立て続けに台風が発生し、首都圏から北海道に上陸するというあまり経験が無いようなことが起こり、北海道では住宅の浸水・田畑への泥の流入そして玉葱などの野菜に多くの被害が出ました。

また、台風 10 号は観測史上初めて太平洋から東北地方に上陸し、東北地方で記録的な大雨が降り、岩手県では岩泉町などで甚大な被害が起こりました。東北・北海道で死者 18 名・安否不明者 8 名・孤立集落には未だ 650 人いると報道されています。一刻も早い救出を願っていますとともに被災されました方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますところでは。

我々もいつどこで起きるか分からない自然災害にいつも危機感を持たなくてはならないと思います。また、避難準備情報・避難勧告・避難指示を町民にしっかりと理解していただいて、早めに行動することが大事だと改めて考えさせられました。

一方、阿武町では、台風 12 号が本日通過するわけですが、このまま何も無く

通過することを望んでいます。これから水稻の収穫が始まりますが、今後も被害が出ないで豊穰の秋が訪れることを祈るところです。

一方、地球の反対側では熱い戦いが行われました。ブラジルのリオデジャネイロオリンピックが日本時間 8 月 6 日から 8 月 22 日までの 17 日間で開催され、日本選手の活躍が毎日報道され、41 個のメダルを獲得しました。これは過去最高のメダル数であり、日本国民に元気と感動を与えてくれました。

特に、山口県出身者である柔道の大野選手の金メダル・同じ柔道の原沢選手の銀メダル・卓球の石川選手の団体銀メダルや山口県内の高等学校を卒業した山口県にゆかりのある選手の活躍は、我々県民にとって大変うれしいものでした。4 年後の東京オリンピックをめざして頑張って欲しいと思ひますし、しっかり応援していきたく思ひます。

国政に目を転じてみますと、野党第一党である民進党代表選挙が 15 日に行われます。今後も野党協調路線でいくのか大変気になるところです。

また、安倍総理はロシアのプーチン大統領を 12 月 15 日に、この山口県長門市に招いて、首脳会談を行うとの発表がありましたが、一刻も早く北方領土の返還を願うところであります。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中を平成 28 年第 3 回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。本定例会におきましては平成 27 年度各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案 11 件、同意 3 件、全員協議会における報告 3 件、また 2 人の方から一般質問の通告がなされております。議員の皆様の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は、8 人全員です。ただ今から、平成 28 年第 3 回阿武町議会

定例会を開会します。

なお、永柴代表監査員さんには、決算議会でありますので今期、会期を通じて出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。また、本会議終了後、現地踏査が行われます。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 6 月 14 日開催の平成 28 年第 2 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

6 月 18 日 東京ふるさと阿武町会の第 3 回大会が東京都港区のシーサイドホテル芝弥生で開催され、本職が出席しました。

6 月 24 日 平成 28 年度萩阿武地区沿岸警備協力会通常総会が萩市役所大会議室で開催され、本職が出席しました。

また同日 平成 28 年度山口県萩地区暴力追放運動協議会総会が萩市役所大会議室で開催され、本職が出席しました。

6 月 25 日 J A あぶらんど萩第 10 年度通常総代会が萩市の農協会館で開催され、本職が出席しました。

6 月 29 日から 7 月 1 日にかけて、山口県町議会議長会研修視察が北海道栗山町及び余市町ほかで開催され、本職が出席しました。

7 月 2 日 水と命を守る会の発表会と講演会が萩市のサンライフ萩で開催され、本職が出席しました。

7 月 5 日 山口県町議会議長会 7 月定例会が山口市の自治会館で開催され、本職が出席しました。

7 月 15 日 福岡県香春町議会が視察に来られ、本職が対応しました。

7 月 19 日 田布施町議会が視察に来られ、本職が対応しました。

7 月 22 日 第 37 回おやじソフトボール大会開会式が町民グラウンドで開催され、本職が出席しました。

7 月 24 日 第 23 回なご夏まつり日本海イカダ大会の開会式が道の駅阿武町海浜で開催され、本職が出席しました。

7 月 27 日から 29 日にかけて、島根県海士町及び西ノ島町で阿武町議会議員視察研修を開催したことは、議員各位ご高承のとおりです。

8 月 3 日 あぶらんど萩農業振興協議会総会が、JA あぶらんど萩本所で開催され、本職が出席しました。

8 月 18 日 山陰道（益田～萩間）整備促進決起大会が萩市民館で開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

8 月 23 日 第 49 回職域ソフトボール大会開会式が町民グラウンドで開催され、本職が出席しました。

8 月 26 日 第 23 回阿武萩和牛共進会が萩市むつみ肉用牛集出荷施設で開催され、本職が出席しました。

8 月 30 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

8 月 31 日 山陰道（益田～萩間）整備促進、萩・小郡間地域高規格道路整備促進に関する要望活動が国土交通省ほかで行われ、本職が出席しました。

なお、この資料は、議員控室にありますので、ご覧ください。以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで今期定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明)　平成28年第3回阿武町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにご多用の中、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申しあげます。

さて、今年の夏は各地で最高気温が35度以上の猛暑日が続き、梅雨明けから雨がほとんど降らない「高温・少雨」の傾向が長期化するなど、大変厳しい暑さに見舞われた夏でありましたが、地球の裏側では、オリンピックのリオデジャネイロ大会が開催され、史上最多の205の国と地域が参加し、17日間にわたって1万1千人を超える選手により、28競技・306種目で熱い戦いが繰り広げられたところであります。

特に、日本選手団は過去最多の41個のメダルを獲得し、山口県にゆかりのある選手の活躍もめだった中、最後まであきらめずにメダルに挑んだ選手達の姿には、日本人としての誇りと勇気、そして大きな感動を受けたところであります。

一方で、台風シーズンを迎え、先月末には台風10号による暴風雨の影響により、岩手県や北海道で堤防の決壊や浸水が相次ぎ、甚大な被害が発生をいたしたところであります。この場を借りまして、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます次第でございます。

阿武町におきましては、ご案内のとおり台風12号が、本日山口県に最接近し、局地的な大雨も予想されておりますので、心配をしているところでございますが、特に阿武町におきましては、国道191号をはじめ、国道315号、県道益田阿武線の主要幹線が大雨等により通行不能になった場合には、孤立状態になることも想定されるなど、大きな課題を孕んでいるところであり、今回の台風10号

による被害状況等を見まして、改めて常日頃から問題意識を持って考えて行く必要があると痛感をしているところであります。

そうした中で、この山陰地域におきましては、山陰自動車道益田一萩間の整備が喫緊の課題であり、議員各位もご案内のとおり、先月 18 日には阿武町そして、萩市・益田市と 3 市 3 町の関係者が集結して決起大会を開催し、意思統一を図って優先整備 3 区間の早期着工と早期完成を求める決議を採択したところではありますが、来年度の国の予算につきましては、この秋が勝負どころであることから、私も先月は 2 回上京して要望活動を行ってきたところでありますが、今後も機会を捉まえ、他の市町とも連携しながら、積極的な要望活動を展開して参る所存であります。

また、ご案内のとおり、先月 1 日には、阿武町と、周南市、下松市、光市、柳井市の 4 市 1 町による、県内初の取り組みとなる自治体クラウドの導入についての記者発表を行ったところであります。

これは、平成 30 年度から 10 年間、4 市 1 町が住民基本台帳や税・福祉等のデータを県外のデータセンターに集約し、共同利用をすることによりシステムの構築費やデータ移行費などのコスト削減を図ろうとするものでありますが、私が何よりも期待するところは、クラウドを導入することにより、大災害等が発生した場合においても、大切な住民データがきちんと保護されるということであり、併せて共同利用することで 4 市の皆さんとの横の連携、交流が図れることが、大きなメリットではないかと考えているところであります。

なお、経費の面におきましても、4 市 1 町あわせて 10 年間で 50% のコスト削減が見込まれるところでありますが、阿武町におきましては、現行のシステムとの契約満了期間の問題もあり、平成 31 年度から新たに福祉や健康管理の新規システムを追加して本稼働することとしているところであります。

こうした中、いよいよ収穫の秋を迎え、水稻や梨の収穫が気にかかるところ

でございますが、今回の台風 12 号による農作物等の被害の状況が心配されるところであります。豊穰の秋を共に喜び合いたいと願っているところであります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号「阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、空き家対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月に全面施行されておりますので、これに合わせて条例の一部を改正するものであります。

次に議案第 2 号「阿武町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、1 点目は最高裁の判決を踏まえ、個人住民税、法人住民税及び事業税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じた改正で、2 点目はセルフメディケーションと言われる自主服薬の推進のため、医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチ OTC 医薬品の医療費控除の特例の創設に伴う条項の整備。そして 3 点目は、これまで台湾との貿易については租税条約がなかったことから、昨年 11 月に租税条約に相当する「日台民間租税取り決め」が締結され、今年 5 月の関係政令の公布を受けて、今回、特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を、町民税の算定に用いる総所得金額に加えるための条文を改正するものであります。

次に議案第 3 号「阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、これも「日台民間租税取り決め」に係る政令が公布されたことに伴うもので、国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を加えるための、条文を改正するものであります。

次に、同意第 1 号「阿武町教育長の任命につき同意を求めることについて」

につきましては、小田武之教育長の任期満了に伴う後任教育長の任命であります。ご案内のとおり平成 27 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長を一本化した教育長を置き、任命については、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命するものであります。なお、今回から教育長の任期は、1 期 3 年となるところであります。

次に、同意第 2 号「阿武町教育委員の任命につき同意を求めることについて」につきましては、小田武之委員及び小田正紀委員の任期満了に伴う後任委員の任命であります。これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化され、教育長が兼ねていた教育委員につきましては、教育長以外から後任を任命することとなり、任命については、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命するものであります。なお、教育委員会委員の任期は、これまでと同じく 1 期 4 年であります。

次に同意第 3 号「阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」につきましては、砂川利和委員の任期満了に伴う後任委員の選任であります。

次に議案第 4 号「平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）」につきましては、今回の補正額は、959 万 4 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、31 億 7 千 228 万 6 千円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、先ず、歳出につきましては、全体に亘り、8 月の人事異動をはじめ、昨年の人事院勧告に伴う期末勤手当の支給率の変更や共済掛金の負担率の変更等に伴う人件費の調整をいたしております。

その他の主なものといたしまして、総務費につきましては、ふるさと寄付金の収入増に伴うふるさと振興基金への積立金の増額ほか、一般財政調整基金利子積立金の増額や、地方公共団体情報システム機構から提供される軽自動車の

課税のための検査情報の利用手数料及び死亡した納税義務者の債権回収のための相続財産管理人の選任申し立て手続きに係る事務委託料の新規計上ほかであります。

次に、民生費につきましては、民生委員児童委員の一斉改選に伴う退任者へ記念品代の増額、受診困難な在宅の要介護者を対象に訪問歯科検診を実施する「後期高齢者訪問歯科健診事業」の新規計上、そして後期高齢者の日帰り人間ドックの受診見込み者数の増による委託料の増額ほかであります。

次に、農林水産業費につきましては、まず農業費で農事組合法人うもれ木の郷の四つ葉サークルの豆腐製造機の補助に係る「農山漁村女性起業育成事業」の新規計上で、次に林業費で森林経営計画面積及び施業集約化促進の事業量の増加に伴う林業事業体への地域活動支援交付金の増額であります。

次に、水産業費で新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業負担金を補助金に組み替え県費を含めて増額するほか、水産多面的機能発揮事業に対する補助金から負担金への組み替え、また、宇田大敷事業の開始に伴う 3 人分の雇用定着のための研修費等の補助金の新規計上、漁港管理費でプレジャーボート等の係船業務ほか沢松芝生広場等草刈委託料の増額、同じく沢松芝生広場利用時の注意看板設置工事の新規計上ほかであります。次に、商工費では、大阪で開催される観光宣伝に係る「ながと路観光連絡協議会観光宣伝隊負担金」の増額であります。

次に、土木費につきましては、土木積算システムに係る使用料の増額のほか、過疎対策道路事業費で町道東方筒尾線道路改良事業の工事請負費と公有財産購入費の組み替えのほか、一般単独道路事業費で町道畠田柳尾線道路改良工事に伴う移転補償費の調査業務委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金の新規計上であります。

次に、消防費につきましては、土砂災害ハザードマップ作成業務に係る設計

単価等の変更に伴う委託料の増額計上であります。

次に教育費につきましては、要保護及び準要保護児童及び特別支援教育就学奨励費の該当生徒の追加による増額、町民センター内に図書館及び資料館的機能を持ったスペースを確保するための設計委託料及び町民センター開館 20 周年事業の講演会開催に係る委託料の新規計上ほかであります。

次に諸支出金につきましては、柳尾分譲宅地の用地として J R 用地の購入に係る分筆登記等の委託料の新規計上であります。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 5 号「平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 回）」から議案第 10 号「平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）」につきましては、何れも特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、議案第 11 号「平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、平成 27 年度阿武町一般会計歳入歳出決算をはじめ、7 つの特別会計につきまして、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法の規定により、ご承認をお願いするものであります。ご審議の上、ご認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、全員協議会での全協報告第 1 号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」につきましては、財政健全化法の規定に基づき、平成 27 年度決算における健全化判断比率等をご報告申し上げるものであります。

次に、全協報告第 2 号「契約の締結について」につきましては、町の執行にかかる工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げます。

次に、全協報告第 3 号「寄付を受けたことについて」につきましては、100 万

円以上の寄付の採納についてご報告申し上げるものであります。

以上で、本日ご提案を申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、その都度担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において、6 番、田中敏雄君、7 番、小田達雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、すぐる 8 月 30 日に開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 9 月 20 日までの 16 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 16 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 2 人ありますので、

議長において通告順に発言を許します。最初に、7 番、小田達雄君、ご登壇ください。

○ 7 番 小田達雄

おはようございます。7 番小田達雄です。今日は奈古地区の農業の将来について質問させていただきます。その前に、今もありましたようにこの夏の猛暑、大変暑く熱中症問題、それからわれわれにとっては干ばつということですね、大変いろいろな面で心配しておりましたが、どうにか 8 月の後半になりまして恵みの雨が降りまして、どうにか助かったとそういうところがございます。今度は、また台風 12 号、今日どうなることかと、実りの秋、大変心配しております。何もなければ良いがなと思っております。

さて、阿武町の基幹産業と言えば第 1 次産業、特に農業ということは衆目の一致しているところであり、中村町長も常にその重要性を口にしておられますが、今日は過疎、高齢化にだんだん衰退している奈古地区の農業の将来のことを考えるといったいどうなるだろうかと、心配してこのことについて質問いたします。

もちろん福賀地区においては、早くからその対策を立てられ取り組まれておられ、成果も上がっておるわけでございますけれども、この沿岸部、特に奈古、宇田地区大変遅れておると、そういうことで将来が大変心配です。もちろんこれが杞憂となればありがたいことですが、まず町長として阿武町の農業に関しての現状をどのように把握しておられますか、また将来像をお聞かせ願いたいと思います。

ご存じのとおり 1 次産業は労働力の占める割合が非常に高いものです。しかしこの労働力である住民を見ると人口の減少に加え高齢化は深刻な問題です。また労働は 3 Kと言われておりますように、きつく、大変天候に左右されます。さらには米価の下落をはじめ労働生産性も低く、等大変な問題で特

に、奈古地区だけではありませんけれども農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっていることは御承知のことと思います。

さて、そのことが明確に表れているのが、農業放棄地、この言葉はあまり使わないんですけれども、今農業後継者が居ないけれども、また帰ってきたら始めるので、今一時休んでおるんだと、そういう農家もおられるかと思えますからですね、あまり言いたくありませんけれども、今日は耕作放棄地と言わせてもらいます。

この耕作放棄地がますます目に見えてくるのが現状ではないでしょうか。そしてその対策として集落営農組織が、木与、河内、宇久等で組織され、地域の農業を守るとともに、集落全体を守るというこの地域ぐるみの営農組織ができ、現在はどうか維持されておりますが、将来は不安です。まあしかし、集落でどうか守ろうという共通意識のうえにたっているものですから、一応どうにかなるだろうと、今のところ安心しております。いうところでございます。それに対して奈古の上郷から釜屋にかけての地域、あるいは市、東方地区、この用地はその近辺だけでなくいろいろな集落の方が耕作、又は所有されていると、こういうのが現状です。そうすると今までのような、集落営農組織、こういう考え方は成り立たなくなるのではないだろうか。大変心配しております。そうすると、どこかで一括して農地を管理する方法、いわゆる農地の集約化、そしてその農地を使っての農業経営を一括して行う法人化の方法を取る必要はないだろうか。如何でしょうか。

特に農地中間管理機構等の制度も出来ております。この活用も考えるられるだろうと思います。とはいっても、その音頭をとるということはこれだけ入り混じっている、多様な耕作者・所有者では大変難しいことではないでしょうか。そこで思い切って町が音頭を取り第 3 セクターのような考えで、農業公社等の対策は考えられないでしょうか。確かにそういう似たもので「ド

リームファームあぶ」がありますが、同様なものが奈古地区に出来ないでしょうか。また、そういう方法は考えられるのではないかと思います。そういう経営が出来れば、農業に対しての就労者、これも今までの農業とは変わった考え方で以て、就労者も増えてくるんじゃないだろうかと思えます。とにかく目に見える所の耕作地が荒れてくる現状を目の当たりにすると、寂しさと、農業の将来を考えれば農地の集約化と活用は喫緊の課題ではないでしょうか。

町としてこの問題に取り組む意思があれば、現在家屋についてのアンケート調査が行われているように、農地に関して関係地域の耕作者・所有者に今後の管理に関する意向調査を早速するべきだと思いますが如何でしょうか。まあ、耕作放棄地の管理、今後のことについて、ひとつお願いしたいと思えます。

同様な問題が阿武町の特産果樹であるキウイについても、これについては以前にも質問しましたが、後継者対策はどうなっているのでしょうか。ますます生産者も生産量も減少している、というのが現状だと推察しています。

こちらについては、今さっき言った耕作放棄地のような農地の集約ということは、これは難しい問題でございます。と思えますが、共同作業化ということを考えれば、新規就労者の募集を積極的にやれば対策を取れるんじゃないだろうか。今ならまだまだ後継者の育成はできると考えますが如何でしょうか。もう完全に荒れてしまったら、キウイの方も難しいんだらうと思えます。一部では新規就労者も出きたと伺っておりますがどうでしょうか。

また、地域おこし協力隊等の募集についても普通作で、こうやって外部から、というのは大変難しい問題ですけれども、果樹や施設園芸、畜産等では募集すれば応募もあるんじゃないだろうか。ということでひとつ、こういう面についても検討願いたいと思えます。

以上、奈古地区の高齢化による農業の衰退について憂うものとして、ひとつ町長のお考えをお伺いしたいと思います。終わります。

○議長 ただ今 7 番、小田達雄君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 7 番、小田達雄議員の「奈古地区の農業の将来像について」の一般質問にお答えします。

小田議員ご指摘のように、農業を取り巻く環境は本当に大変厳しいものがあり、主食用米の政府買い取り価格は 1 昨年の 26 年産米から、1 俵 60 キログラム当たり 1 万円を切る低価格が続いているほか、平成 30 年産米からは経営所得安定対策における米の直接支払いの廃止が決定されるなど、農家の経営を圧迫する状況となっているところでございます。

そこでまず、議員がご心配されております耕作放棄地の拡大についてですが、これを全国的にまず見てみますと、耕作放棄地の面積の変化につきましては、農林業センサスのデータによりますと、昭和 60 年頃までは、全国合計で約 13 万ヘクタールとほとんど変化がありませんでしたが、15 年後の平成 12 年には 34 万ヘクタールとなり、昨年平成 27 年の農林業センサスによりますと 42 万 4 千ヘクタールまで増加をしてきていることが報告をされているところでございます。したがって、この 30 年間で、全国の耕作放棄地は 3 倍強に増加した状況にあるところでございます。

また、農業従事者の平均年齢であります。平成 27 年の農林業センサスで、全国平均が 66.3 歳、山口県が 70.3 歳、そして阿武町では 70.4 歳となっており、従事者のうち 65 歳以上の割合につきましては、全国で 63 パーセント、山口県で 77 パーセント、阿武町では 70.7 パーセントに達しておりまして、人口の高齢化率をはるかに超える状況となっており、農業の従事者についても高齢化が進行していることが伺えるところでございます。

このような、耕作放棄地の面積拡大は、高齢化または高齢者の農業リタイヤ等により急激に進行しているものと考えられているところでございます。

こうした状況のもと、国では、耕作放棄地の拡大を防止するために、平成 25 年 6 月に 10 年後も安定的で力強い日本農業を目指す指針「日本再興戦略」を閣議決定した後、同年 12 月には改正農地法における遊休農地対策として「農地中間管理事業の推進に関する法律」と「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が臨時国会において成立されたところであります。

この、閣議決定された「日本再興戦略」の概要をご説明申し上げますと、まず、10 年後の日本農業が目指す理念としまして、担い手が利用する農地面積を現在の全農地の 5 割から 8 割へ、新規就農し定着する農業者を 20 万人から 40 万人に倍増させ、法人経営体を 1 万 2,500 法人から 5 万法人へ拡大することとし、この農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるために、都道府県ごとに農地中間管理事業を担う農地中間管理機構が設立されたところでございます。

農地中間管理機構は、担い手への農地集積、集約化を推進し、農地の有効活用の継続や農業経営の効率化を進めるために、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行えることができる法人」を指定し、山口県ではやまぐち農林振興公社が業務を担っております。

ここで、農地中間管理機構と遊休農地、耕作放棄地対策についてご説明申し上げますと、農地法に基づく遊休農地に関する措置の規定により、各市町の農業委員会が毎年 1 回、農地の利用状況を調査し、トラクター等の農業機械によりその農地が再生可能であるか、再生困難であるかに仕分け、再生可能な遊休農地については、その所有者に対して、対象となる遊休農地を自ら耕作するか、あるいは、農地中間管理機構を利用し預託するか、または、誰かに貸し付けるかといった意向調査を実施し、回答に対して意向どおりの取り組みが行われな

い場合には、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的には都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置することとされているところでございます。

このようなことから、遊休農地若しくは耕作放棄地の対策に関して、農業委員会は、農地中間管理機構を活用し担い手への農地の集積の推進や、先ほどご説明いたしました遊休農地所有者等に対し利用意向調査を実施し、機構等の利用を促すなど、農業委員会の果たす役割は大変重要になってきたところでございます。

阿武町農業委員会におきましても、毎年定期的に農地パトロールを実施し、農地の現状について、遊休農地の状態を、トラクター等の農業機械で鋤き込み作業を行うことによって農地回復が可能な「A判定」、建設機械等を導入しなければ農地回復が図れない「B判定」、に判別、決定し、その農地を図面上に表示し、データベース化を図っているところであります。また、A判定とされた農地の所有者に対しては、先ほどご説明いたしましたように、今後の管理をどのようにされるのか意思確認を取っているところであります。

また、今年 8 月に実施しました農地パトロールの結果につきましては、まず、3 地区共通して言えることは、棚田で、ほ場整備が実施されていない農地は、既に数年前から作付けや草刈等の管理が行われていない状態で、B判定を含む荒廃農地の状況となっているところであります。また、小田議員ご指摘の、奈古地区においても、近年、所有者の高齢化による離農や、営農条件が悪いこと等に伴う耕作放棄などにより遊休農地が増加傾向にあるところでございます。

ちなみに、今年実施しました農地パトロールの結果では、遊休農地である A 判定が 21.6ヘクタールで、昨年に比べて 10.6ヘクタール増加、B判定が 144.9ヘクタールで、昨年に比べ 11.5ヘクタール増加となっているところでございます。これを地区別に見てみますと、A判定が奈古地区で 3.7ヘクタール増加、そして

福賀地区で 2.2ヘクタール増加、宇田郷地区では 4.7ヘクタール増加となっております。こういったことで遊休農地は増加傾向にあるところでございます。なお、宇田郷地区での面積増加は大刈集落の農地を A 判定としたことによるところでございます。

このような、遊休農地を含めた耕作放棄地は、阿武町のみならず全国的な増加傾向にあることは、冒頭ご説明しました農林業センサスの数値にも表れており、国としてもさらなる耕作放棄地対策に力を入れているところであります。

その一つとして、農林水産省の来年度予算の概算要求には、農地中間管理機構を通じた農地集積の支援として、208億円が計上されているところでございます。

そこで、議員ご指摘の、奈古地区の農業の将来像でございますが、農業のしくみ作りとしまして、新たな農事組合法人若しくは認定農業者による農地の利用集積を行い、この法人等の経営による農業を展開していく方法が理想的な将来像であると考えているところでございますが、農用地は、おのおのが個人の財産でありますことから、まずは、農用地所有者の意向を反映することが必要であると考えているところでございます。特に、今回農地パトロールによって A 判定となった農地所有者が、対象農地の将来をどのように考えておられるのか、意向確認を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、議員ご提案の、ドリームファーム阿武のような第 3 セクターを立ち上げ、この会社が農業を担っては如何かということでございますが、ドリームファームあぶは、高齢化、担い手不足の農家において、機械による農業作業の支援を行う受託会社として組織をしたものであり、農作業にとって、作付け期間中には草刈や水管理作業が一番の労力を必要とする作業であり、このような管理までを会社が行うとなると採算性等にも疑問が生じるところであります。できることであれば、農事組合法人や認定農業者の方などが利用集積を行われた

上で経営をお願いしたいところでございます。

現在、町内には農事組合法人 7 つの法人が組織されており、それぞれ経営に努力して頂いておりますが、将来的に担い手を懸念されておられる法人もあるかと思いますが、ニューファーマー就農促進・研修事業、農事組合法人後継者育成事業、農業支援員設置事業等、農業後継者を育成する事業はそれぞれ事業化されておりますので、活用をして頂きたいと考えているところでございます。

また、キウイフルーツを含めた特産果樹の後継者対策でございますが、水稻栽培のみであるとか果樹栽培のみでの経営では大変厳しいものがあるかと思いますが、例えば、法人の構成員が果樹栽培の担い手として就業するといった方法も考えられることから、就業者にとって最も有利な方法を検討していくことが必要であると考えているところでございます。

また、昨年 10 月に作成いたしました、阿武町版総合戦略、選ばれる町をつくる施策の中で、多様な働き方を実現する施策として、町を支える第 1 次産業への新たな関わり方として、4 分の 1 ワークスを提案をしているところでございます。新規就農者を含む移住者に対し、季節ごとのアルバイト方式の仕事として紹介する傍ら、担い手確保につながる事も期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、阿武町のような中山間地域での農業は、小規模で条件不利益な点多々ありますが、先人から受け継いだ財産を有効に活用しながら、次の世代に引き継いで行かなければならない任務があるところでございます。

今後とも、阿武町の第 1 次産業の発展に向け、議会のみなさんのご協力をお願いするものでございます。以上で、答弁を終わります。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番 小田達雄議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、7 番。どうぞ。

○7 番 小田達雄 大変耕作放棄地の状況は分かりました。大体予想したとおり、どんどん増えておると。こういうことで、それで農地中間管理機構というのも制度が出来て、農地を県が、県と言っははいけんですけど、管理機構がですね預かって、それを担い手に斡旋することなんですけども、その担い手がいなければ斡旋も出来ないわけですね。

特に奈古地区においては、個人として担い手農家ありますけれども、その人たちもよその土地を、もう今限界、個人でやれば限界的であります。話を聞くところによると、今年から担い手もある程度ですね、もう体力の限界等で減すと、預かっておる(農地を)、そうすると農地中間管理機構、良い制度であってもその相手がおらなければ、何にもならない訳です。そうするとそのことについて、どう考えたら良いか。今さっき言いました、町が斡旋してでもですね、法人をつくる、或いはグループなんでも良いですけど、要するにいろいろ世話する人を、最初につくっていくべきじゃなかろうか。今ありましたように、ドリームファームのように機械で作業をやると、そのためには町がいろいろと世話をされておる。奈古地区においては、機械でなくてそういう農地を集約する法人をつくっていく必要がないだろうか。もちろん、法人をつくってそれを、町が第三セクターのように補助してでもですね、やっても10年も20年もというわけではない。自立できるまで最初、きっかけを作ってあげることが今必要じゃないだろうか。町長どうでしょうか。

○議長 はい。町長。

○町長 貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。この農業の問題はですね、阿武町にとりましても大変重要な問題でありますし、また、山口県にとりましても大変重要な問題であります。国におきましては

攻めの農業ということで、今海外に打って出ようというような、大きな施策の元に実行されようとしている訳ですが、いずれにいたしましても先ほどの小田議員さんからのご質問もそうでありますが、現場の生産者にいかに収益があがっていくか、これが基本になるんだろうというふうに思っております。

これが、収益があがらない、それがいろんな問題の基本になる、元になるんだろうというふうに思っているところでございます。そうした中で、担い手も高齢化して、奈古が、この引き受ける農作業の範囲が狭くなるとますます耕作放棄地が増えるわけでございますが、この耕作放棄地の増大の問題は先ほど申し上げましたが、これも阿武町だけでなく日本全国、その中山間地域を有する地方公共団体共通の課題だろうというふうに思っておりますが、山口県なり国に対しましても、この抜本的な解決策を要望していく、声を上げていく必要があるんだろうというふうに思っております。

そうした中で、毎年 11 月に県への要望を個別に行う機会があるわけですが、主に来年度予算の要望事項であります。その中で新たに耕作放棄地の解消の問題を阿武町として提案して、投げかけをしてみたいというふうに思っております。国の方も今、耕作放棄地の問題を税の面からどうも検討されているわけでありまして、いろんな面から今検討されているところでありましようが、これといった解決策は見いだされていません。先ほどの中山間機構につきましても、条件の良いところと悪いところでは、随分その集積率も変わってきます。この阿武町のような中山間地域の多いところは条件不利地が多い訳ですが、どうしてもそういった面でなかなか難しいことが現実的に起きているわけでございますので、こういった面でやはり阿武町といたしましても、国県を交えたなかで今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また小田議員さんには宇久ファームの方で、ずっとこれまでファームの農事組合法人の経営等もされておりますし、また現場の方のいろんなご労苦

等もしておられますので、また貴重なご意見等がありましたら拝聴いたしまして、これは阿武町の農業施策に活かしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問がありますか。

(7 番 小田達雄議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。7 番。

○7 番 小田達雄 今ありましたように、確かに放棄地対策として、税の問題も出ておるのですが、この問題もですね。放棄しておいたら税金を高くするという格好ですね。結局、儲けるつもりで放っておるんじゃないかと、これは都会的な発想で、農家の方においてはそういう発想じゃないんだらうと。出来ないから放棄している。まあそういうことですね、今ありましたようにほ場整備しておるところでも荒れているところは沢山ある。いわんや、ほ場整備してないところは随分、奈古地区なんかもあるわけです。言うちゃあ悪いですけども、山間部とかですね奥の方までということは言わないにしても、ある程度平地、これはやらなきゃいけない。そうすれば、今ありましたように誰か引き受けても、利益も上がってくるのではないか。そうすると農地を集約しておけば、それを、結局持ち主は、農地だけ出しておけばあとは、耕作管理者これがある程度ほ場整備をして、ということもできる。そうすると集約できるし、管理もしやすくなる。利益も上がるんじゃないか。そういうことも考え、もちろんこれについて今ありましたように、持ち主の意向、どういう考えだろうか。私もちょっと分かりませんが、家から相続しておるからどうにか維持管理せにゃいけん。維持でもないですけども、ようするに売らないようにと。いう考えか、やりたいけどもやれないのか、その辺をですね、しっかり調査して対策立てる必要があるんじゃないかならうか。とにかく、あんまり、中間管理機構大変良い制度と思ったんですけどもね、はい、受け手がないんじゃないかな

らないものですから。そういう点で、町長さんどうでしょうか。

○議長 はい。町長。

○町長 国の方の中間管理機構、制度的には良い制度だろうというふうに思っておりますが、ただ現実はなかなか進んでないということはいろんな問題があるわけですが、一番の問題は、収益性が上がれば今個人でやってみようかというふうな動きも出てくるんでしょうが、それは、中山間地域なんかなかなかハ
ンディがありますから、経営的に厳しいところがあるんだらうというふうに思
っておりますが、農地が広大なところで機械の集約化が出来るところは、農地
集積もあるていどスムーズにいくんでしょうけど、なかなかそうはいかない実
情があるんだらうというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、
その所有者の方の意向をちゃんと分析して、そして対策を立てていく必要があ
るんだらうというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたが法律によ
りまして、今度農業委員会でその耕作放棄地について、農業委員会がその取組
をすることが法的に、明記されましたので農業委員会等とも連携を図った中で、
この意向調査の分析をした中で取り組んでいきたいというふうに思っておりま
すから、今後ともよろしく申し上げます。

○議長 以上で 7 番、小田達雄君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 00 分

再 開 10 時 10 分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行しま
す。

○議長 次に 3 番、白松博之君。3 番については、自席より一般質問を行っ

てください。

○ 3 番 白松博之 この場からの質問をお許しいただきありがとうございます。私は、中村地区の浸水被害防止対策について質問いたします。

地球温暖化と共に、近年全国各地で予想を遙かに超える集中豪雨が発生をしています。先日も東北北海道方面に甚大な被害をもたらし、死者、行方不明者を多数出す結果となってしまいました。このような現象は、いつどこで起こるのか、全く予測がつかないのが現状です。

平成 25 年 7 月、山口北部を襲った集中豪雨は、阿東地区や須佐、田万川地区、そして阿武町では惣郷地区や久瀬原地区に大きな被害をもたらしました。

一方、阿武町のうそんセンター周辺の中村地区は、J A 福賀支所や福賀郵便局、また商店街を中心に、床上、床下浸水により多くの被害が発生しました。商店街の浸水被害は、今回が初めてではありません。皆さんも記憶に残っていることと思いますが、平成 9 年 6 月 26 日台風 9 号により、26 日午前 9 時 30 分から 29 日午前 9 時までの 3 日間に、連続雨量 930 ミリを記録し、長沢のため池が決壊するのではないかと、消防団による警戒が続いたことを記憶しておられると思います。

その時中村地区は、3 つの事業所を含む 15 戸が床上浸水、10 戸が床下浸水となり、多くの被害が発生しました。今回の浸水被害は、その時の教訓が全く生かされず、残念ながら同じような災害をおこしてしまいました。

今年で 25 年災害からすでに 3 年間が経過しましたが、具体的にはその後どのような対策をとって来られたのでしょうか。答弁をお願いします。

災害時の避難場所として阿武町のうそんセンターが指定されていますが、その避難経路を確保するために、亀山十王堂線の拡幅工事が計画されています。これも大切な事業ではありますが、まずは住民の財産と生命がかかっている中村地区福田中央線、倉本商店付近から藤村商店付近までの区間の浸水

被害を防ぐ排水対策が、まず優先されるべきではないでしょうか。

平成 25 年 7 月豪雨をもう一度振り返ってみますと、明け方 5 時頃から降り始めた時間雨量 60 ミリの雨は、いったん 7 時頃には小やみとなりましたが、8 時頃よりまた時間雨量 50 ミリの雨が 11 時まで続き、その頃より一気に水かさが増えてきました。雨は午後 4 時頃までに断続的に降り、28 日の合計雨量が 421 ミリとなりました。一番低い福賀郵便局前の道路は水位が 1 メートル、事務所内は床上 50 センチとなり、金融専門機器 4 台をはじめハードディスクなどが使用不能となりました。一方 J A 福賀支所では集出荷場の予冷庫がすべて使用不能、また梨選果機も使用不能となりました。この予冷庫の長期にわたる故障で、ハウレンソウの予冷出荷ができず、間接的な被害まで受けることになってしまいました。

また商店街の住宅や店舗も、50 センチ前後の水深となり、商業用冷蔵庫をはじめ家財道具などに大きな被害を受けられました。道路など冠水時の状況を見ますと、片田方面からの水は、バイパスの下を通り大井川へ直角に出ているために、水圧で出口がふさがれ、あふれ出た水はバイパスが土手となって、大井川へスムーズに流れ出ないことが大きな原因となっています。

もっと前を振り返ってみますと、圃場整備が実施されるまでは、宇田地地区の水田は慢性的な冠水被害を受けていましたが、中村商店街の浸水被害はなかったように思います。しかし堤体のかさ上げと共に、県道 10 号線のバイパスができてから浸水被害が起り始めたのは、構造的に大きな問題があるのではないのでしょうか。

今回は急激な気象変化による激しい雨と増水、そしてきわめて局地的だったことや、日曜日とも重なって状況把握が遅れ、対応が間に合わず防災無線などによる避難誘導も浸水を知らせる放送もありませんでした。

消防機庫についても、隣接する道路が冠水し、排水対策が取られない以上決

して適正な場所にあるとは言えません。このように大きな災害を 3 度繰り返さないためにも、しっかりとした対策を、早急にお願いします。

今回の質問に当り、被害に遭われた多くの関係者からご意見をいただきました。対策として、大規模な工事よりも、まずは早急に被害を軽減するために、大井川の河床をかなり下から堆積土砂を取り除いて下げ、水の流れを良くすることと、現在堤体の中を直角に合流しているヒューム管を斜めに敷設する対策をとっていただくことを要望します。

以前この排水対策について施設課より回答を頂きました。山口県としては堤体の中を斜めに通すような工事はできないとのことでしたが、このような被害をこれ以上出さないためにも、ぜひ今一度検討をお願いします。

また急激な排水対策は、川下の新生、栃原、笹尾、飯谷地区にも被害を与えることになりかねません。新生地区から飯谷地区にかけては、流水堤と抜水堤の 2 種類があります。抜水堤は完全に水を遮断する構造ですが、流水堤は大雨時には住宅など他の被害を防ぐために、越水することを想定して作られているものです。しかし流水堤といえども、越水すれば田畑に被害が生じることが免れることができません。

災害を最小限に抑えるためにも、福賀地区独自の災害防止マニュアルが必要だと思います。福賀地区の場合どのようなになっているか説明をお願いします。災害は待ってくれません。早急に具体策を示し、取り組んでいただくようお願いをして質問を終わります。町長の明解な答弁をお願いします。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 番、白松議員から中村地区の浸水被害対策についてのご質問でございますが、はじめに、近年において中村地区に浸水被害をもたらした気象状況を申し上げますと、平成 9 年 6 月に襲来した台風 9 号、そ

して平成 11 年 6 月及び平成 25 年 7 月の異状気象による 3 回の集中豪雨によるものでした。

平成 9 年 6 月の集中豪雨で福賀地区の雨量計が記録した雨量は、3 日間の累計が 930 ミリ、平成 11 年 6 月では 24 時間雨量が 223 ミリ、時間雨量が 50 ミリ、また、平成 25 年 7 月は 24 時間雨量が 421 ミリと、近年の地球温暖化が起因した過去に例のないレベルの集中豪雨となったところをごさいます。

そうした中で最初に、平成 25 年災害から 3 年が経過した後の対策でございしますが、町におきましては、これらの被害状況を受けまして、問題を解決するために、平成 26 年度において予算計上し、議会の承認もいただいた上で、中村地区における排水計画の検討を実施いたしましたところをごさいます。

この内容につきましては、平成 25 年 7 月の降雨において発生した浸水被害に対しての対策案を抽出するとともに、氾濫解析シミュレーションを実施して効果の確認をいたしましたところです。この対策案につきましては、ポンプでの強制排水、大口径管の宇田地までの地下埋設、片田・新田地区での耕作地貯留施設の 3 案を抽出し、浸水低減効果だけではなく、経済性・施工性・維持管理性等の観点から比較し、評価・判定を行ったところをごさいます。

しかし、残念ながら 3 案とも浸水低減効果はあるものの、多大な建設費や維持管理費と共に、急激な排水は、下流への影響も出ることが予想されますので、実施が困難な状況にあるとの結論に至ったところであります。

また、その他にも平成 25 年 7 月の集中豪雨以降、毎年継続して県に 2 級河川大井川の河川改修工事について要望をいたしているところ

でございます。

次に大井川の堆積土砂の取り除き及び片田方面からの排水管路の方向の変更についてのご質問でございますが、まず、「排水管路が大井川へ直角に出ているためスムーズに流れ出ない」とのご指摘がありました。しかし、現在、排水路管は、片田方面からの方向に対し、直角ではなくて約 27 度下流方向に敷設してありますことをまず申し上げます。また、「ほ場整備が実施されるまでは、宇田地地区の冠水被害はあったが、中村地区の浸水被害はなかったように思う。しかし、堤体の嵩上げと共に県道のバイパスが出来てから浸水被害が起こり始めたのは、構造的に大きな問題があるのではないか」と言われておりますが、今回、質問を受けまして私どもも、当時の実情に詳しい地域の方から、その当時の状況等をお聞きしましたところ、「ほ場整備前でも宇田地地区だけでなく、中村地区も浸水被害はあった。また、河川改修の堤体の嵩上げが原因で浸水被害が起こり始めたのではない。川の水位が上がるため、堤外からの水が出にくくなり浸水する。たしかに堤体が低いときには、水が堤を超え川に流れ込むため、水が早く引く。しかし、逆に川からの水が流れ込み被害を被るといった状況になる。この川からの逆流を解消するため、堤体を嵩上げする河川改修を行った。また、近年、地球温暖化による異状気象も原因で短時間の内に激しい雨が降り、急激に水位が上昇することも大きな要因ではないか。」と言われたところでございます。

次に、「大井川の河床をかなり下から堆積土砂を取り除いて下げてはどうか」の質問ですが、県に確認したところ「土砂が多く堆積し水の流れが悪い状態であるならば取り除きは可能」と回答がありました。ただ、町としては、堆積土砂の取り除きだけでは水の流れは良くなら

ないと思っています。町の考えといたしましては、河川勾配を取らなくては水の流れは良くなれないと思っており、流れを良くするためには、新生附近の河床を下げるしかないと思っておりますが、先程も排水計画検討のところで申し上げましたが、下流への影響が出ることも予想されますので、拡幅等も視野に入れた河川改修が必要と考えており、このことを強く引き続いて県に要望をしていきたいというふうにいるところでございますし、現に強く県に要望しているところでございます。

次に、排水管路の方向の変更についてであります。県の河川工作物設置許可マニュアルには排水管路は河川堤に対し直角で、水の逆流防止のために、吐き出し口にフラップゲートの設置が原則となるところでございます。しかし、先程も触れましたが、現在、約 27 度下流方向に排水管路が敷設してありますので、これ以上、下流方向に敷設し直しても、今以上の効果が期待できないという状況でございます。また、この件について県に問い合わせたところ、排水方向で水の出が悪いのではなく、大井川の水位が上昇するとゲートに水圧がかかり、水が出にくくなると回答があったところでございます。

何れにいたしましても、町も中村地区の浸水被害の解消のため、大井川の河川改修が必要と考えておりますので、引き続き県に要望を行って参りたいと考えておるところでございます。

次に、福賀地区の独自の防災防止マニュアルについてのご質問であります。ご案内のとおり、町におきましては複雑多様化する自然災害等に対応するため、「阿武町地域防災計画基本編」を策定し、それに合わせて「震災対策編」や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」、そして「職員防災マニュアル」等を作成し、定期的に見直しをおこな

っているところであります。

また、住民の皆さんには、危険箇所の周知や防災意識を深めるため、「阿武町ゆれやすさマップ」をはじめ、「土砂災害ハザード・マップ」、「津波・高潮ハザード・マップ」を全戸に配付しているほか、毎年地区を変えて実施している防災訓練においては、避難訓練を通じて住民自らが避難経路と第一次避難場所の確認をはじめ、参加者にはその都度、災害に対応するパンフ等の配布を行い、防災に対する認識と注意を喚起しているところであり、平成 25 年度には津波・高潮等に対する海拔表示板や避難所表示板を、町内の公共施設等の 125 箇所に設置をしたところであります。

なお、今議会におきましても補正予算をお願いしているところでありますが、昨年度、県から土砂災害特別警戒区域の指定がありましたので、今年度中に「土砂災害ハザード・マップ」を更新し、全戸に配付することとしているところでございます。

そのほか、阿武町におきましては、災害対策基本法の改正に合わせて、行政、社会福祉協議会、民生委員及び自治会長等が一緒になって「避難行動要支援者名簿及び支援計画」を作成し、自力で避難出来ない方を対象にそれぞれ支援者を決めて、防災行政無線等を通じて避難準備情報を発令した際には、あらかじめ登録いただいております避難行動要支援者の方に対して、近所に住む支援者が声掛けを行い、早めに指定の避難所に避難するよう体制を整えると共に、自治会長をはじめ、民生委員、社協職員等が安全確認のサポートをすることとしているところでございます。

いずれにいたしましても、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、避難行動要支援者の支援体制の整備や自主防災組織の育成・強化を図

り、総合防災体制の確立に努めているところでございます。

特に、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難準備情報をはじめ、避難勧告、避難指示発令の基準を定めており、自然災害等に対する災害対策本部を設置した際には、その時々状況や基準に添って総合的に判断し、早めに避難所の開設を行うとともに、防災行政無線等を通じて、いち早く住民に避難情報の発令をすることとしているところでございます。

さて、改めまして福賀地区独自の災害防止マニュアルが必要ではないかとのご質問であります。現在、阿武町においては、地区や地域、自治会ごとに防災マニュアルを作成している訳ではありませんが、現在、災害対策基本法の改正により「地区防災計画制度」、いわゆる地区単位の防災マニュアルの作成が新たに創設されたところでございます。

しかしながら、この「地区防災計画」につきましては、地区居住者が自発的に行う防災活動に関する計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画で、こうした防災計画や対策は、自治会や町内会が中心となって自主的に組織する「自主防災組織」の中で協議され、地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画及び活動によるべきものであるため、現在のところ町が主体となって地区別の防災計画を作るということは無い状況でございます。

なお、町といたしましては、これまでも防災訓練における自治会ごとの避難訓練の励行や毎年実施している自治会消火訓練等を通じて、地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化を図っているところでありまして、すでに防災意識の高い自治会においては、行政に相談しながら自治会内で防災計画を立て、班ごとに連絡網の確

立を図り、有事の際の避難経路の伝達や協力体制を整え、毎年、防災訓練に参加されている自治会もあり、基本的には「自助」、「共助」における住民相互の助け合いの必要性を強く感じているところでもあります。

また、「公助」の部分におきましては、今年度中に「業務継続計画」を策定する予定としておりますが、この「業務継続計画」につきましては、大規模災害時に庁舎等公共施設や災害応急対応を担う職員が被害を受け、機能低下に陥った際に代替施設や災害時における優先すべき業務の設定をし、迅速な災害応急対応を行うものでありますが、この機会に道路が寸断された場合の対応等についても、これまでの豪雨災害等の経験を踏まえながら、この計画に合わせて検討していくこととしているところでございます。

いずれにいたしましても、「自助・共助・公助」の基本理念に基づき、「地域のことは地域で考える」という原点に立ち今一度立ち返り、住民自らが地域の特性や現状を見直し、地域点検等を行う中で、地域の防災・減災対策にも備えていただけるような地域のあり方を踏まえ、今後、自治会の機能強化・充実に努めていく必要性も感じているところでございます。

また、防災・減災対策にとどまらず自治会の機能強化は、高齢化が進み人口が減少していく中で、これからの地域社会を支える大きな要となってくることが想定されているところであります。町といたしましても関係機関と連携しながら、地域と一緒に支援して参りたいと考えているところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番 白松博之議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、3 番。

○3 番 白松博之 防災無線の活用について、今回災害に遭われた住民の方からも防災無線がその時には全く機能していなかったということ、伝えられております。どの程度から住民に情報が流されるのか、私は空振りを恐れてはならないというふうに思っております。その基準がもしあれば教えていただきたいと思えます。

次に、福賀地区のこの福田中央線は、小学校や保育園、診療所に続く道路であります。金融機関、商店などが全て集まっているいわば福賀地区のメインストリートで、重要な道路であります。やはりこの道路がきちんと使われるようにするということが、まずは一番大切なことではないでしょうか。3 年間の間に県等への要望をされたということでもありますけれども、具体的にどのような実質的なことが行われたのか、答弁ありませんでしたけれども、何時起こるか分からないこの災害、三度そういうふうな災害を繰り返さないためにも、是非とも早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

防災マニュアルが今後きちんと作られるということでもありますけれども、是非とも、どのような基準になるのか、そういうふうなところも教えて頂きたいというふうに思っています。

○議長 はい、総務課長。

○総務課長 先ほど防災無線のことのご質問がありましたが、町長からも答弁がありましたように、避難準備情報、また避難勧告、避難指示等におきましては防災計画におきまして、ある程度基準を設けて流すようにしています。が、これまで各地で発生した、災害等を見ておきましても、例えば夜中にですね、真夜中に避難指示を出すということは、かえって危険を伴うのではないかとこの判断のもとにですね、流されなかったということもあつたりするわけでございますので、災害対策本部が出来た際にですね、その中で協議をされ総合的に

判断をしながらですね、今後は先ほどありましたように早めにですね、避難所の開設を行い避難準備情報等のものでですね放送をもですね、空振り覚悟で流していくということでいま考えているところでございます。また、福賀地区の災害対策マニュアルということでございますが、先ほど答弁にもありましたように、やはりですね、実際災害が起こるとどういう状況が起こるかわかりません。日頃から住民のみなさんが、自治会を中心にですね、やはり避難場所、避難経路等十分に把握して頂くような活動をして頂くことも、昨年度から避難行動要支援者をお助けする支援者の方を含めて避難準備情報の放送から避難訓練を実施することといたしておりますので、避難準備情報が出た際にはですね、1人で避難が難しいという方につきましては、支援者の方が声かけなり実際にその家に行ってですね、避難準備情報の段階から、開設した避難所に避難するというようなことも防災訓練の中で強化していきたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(3番 白松博之議員、「はい。」という声あり。)

○議長 はい、3番。

○3番 白松博之 最初にも申しましたが、本当にこの災害というのはいつ起こるか分かりませんので、是非とも早い時期に期限を設けるなどして、この排水対策について十分検討をお願いし、また、県に対して要望であれば、私どもも是非ともそういう要望があれば一緒に参加させていただくようにしていただきたいと思っております。いずれにしましても、1メートルもの水が福田中央線に冠水するというのは異常な事態です。是非ともその対策をお願いして質問をおわります。

○議長 答弁が要りますか。

(3 番 白松博之議員「よろしいです。」という声あり。)

○議長 いいですか。はい、以上で 3 番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

日程第 4 議案第 1 号から日程第 6 議案第 3 号

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 6、議案第 3 号までの 3 件を一括議題とします。

まず、議案第 1 号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 1 号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件は、平成 26 年法律第 127 号、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月に全面施行され、特定空き家等の立ち入り調査、固定資産税情報の内部利用、データベースの整備等、空き家対策の適正管理や厳格化されたときに伴う条例の一部改正をお願いするものです。

2 ページの新旧対照表で説明いたします。第 1 条中、空き家等の適正管理及び空き家等が放置され、管理不全な状態になることの防止について定めることにより、を、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号、以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めもって町民の、に改める。次に、第 2 条中定めるところの次に、を除くほか、法の例を加える。次に、第 12 条第 4 項中規則で、を町長が別に定める。施行期日は、公布の日から施行です。以上です。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、

執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 3 ページをお願いします。議案第 2 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例等の一部を改正する条例ですが、地方税法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、うち、今年 4 月 1 日施行分に係る税条例の一部改正については、今年 6 月の定例会においてご承認をいただいておりますが、今回の条例改正は、同公布された法律のうち、今後、施行日を迎える部分についての、条例改正であります。なお、消費税の引き上げ時期の延期に伴い、予定されておりました消費税引き上げに関連する改正は除外しているものであります。

また、これに加えて、昨年 11 月に「日台民間租税取り決め」これは、日本と台湾との間の租税に関する民間締結であります。これを受けての関係政令の公布がありましたので、これを受けての必要な条例の改正であります。条例改正の改め文につきましては、3 ページから 10 ページに、そして 11 ページから 13 ページは説明資料、14 ページから 39 ページは新旧対照表であります。それでは改正内容について資料によりご説明いたします。それでは 11 ページをお願いいたします。今回の改正内容は、大きく 3 点でございます。まず、その 1 点目ですが、法律改正にあわせた改正であります。これは最高裁判決、平成 26 年 12 月 12 日を踏まえて、特定の場合の国税の延滞税の計算期間等の見直しの法律改正があり、これに準じて条例の改正を行うものであります。11 ページに詳細説明を記しておりますが、噛み砕いてご説明いたしますと、最高裁の判決内容では、これはかなり特殊な場合に該当すると考えますが、納税義務者が法定期限内に納税申告及び納付をし、その後納税申告により納付すべき税額が過大であったとして当該税務署長が職権により減額更正し、その後期間において再び職権で税務署長が増額更正をした。ここで納めるべき税額が増えたことから、

その増差税額の納付に係る、国税の場合は延滞税でございますが、この延滞税が生じたこと取扱についての見直しであります。これまでこの様場合、増えた差額の税額については、一定期間未納状態が生じていたとして、延滞税を課するとしておりました。しかし、判決ではこの度の減額更正及び増額更正は、いずれも税務署の評価誤りに起因するものであり、納税者に起因するものではなく、一定の未納状態が生じたものの納税義務者の納付の不履行による未納付ではないことから、この場合延滞税は、発生しないとされたところであります。この判決を受け、国税の延滞税の計算機関等の見直しの法律改正があり、町税条例においても、この判決を受けこれに併せ従前の延滞金の計算方法に加え今回の判決の辞令が生じた際に、対応できるよう関係条例を改正するものであります。関係条文は、説明資料 11 ページ左片に示しておりますよう、第 1 条による改正のうち、第 19 条、第 43 条、第 48 条、第 50 条そして最後 13 ページ上段にあります、第 2 条によります改正、附則第 6 条であります。

次に、2 点目の改正内容です。説明資料の 12 ページであります。これは、セルフメディケーション、自主服薬推進のためのスイッチ O T C 薬控除の創設。これは、従前の医療費控除の特例としての創設であります。この創設に伴う条項等の整備であります。なお、セルフとは自分でという意味合いで、メディケーションとは、病気を治す、ある意味広い意味で健康管理だと、つまり自分で自分自身の健康管理をするという意味合いが含まれております。また、スイッチ O T C 医薬品とは、要指導医薬品及び一般の医薬品の内医療用から転用、つまり、スイッチとして売りますが、転用された医薬品を指しこれまで医師の処方箋において使用していた薬の内、医療機関に行かずともつまり、医師の処方箋なしで薬局等で購入できるよう、認可された薬で、例としては、風邪薬、胃腸薬など様々な種類等の薬ですが、識別としては、パッケージなどに共通識別マークとしての、セルフメディケーション税控除対象の表示があるものです。

新たに創設される仕組みは、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までスイッチ O T C 医薬品を購入した際、購入費用について所得控除を受けることができる。とされたものです。具体的には、1 年間の購入費用の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額。そしてその金額が 8 万 8 千円を超える場合には、8 万 8 千円が上限といたします。なお、保険金等の補てんがあれば、その部分を除きますがこれについてその年の分の総所得金額等からこれを控除するものであります。関係条文は、本文附則第 6 条であります。施行日は平成 30 年 1 月 1 日であります。

次に、3 点目の改正内容です。説明資料 12 ページの下段でございます。これは、冒頭でも申しましたが昨年 11 月に「日台民間租税取決め」が締結されたことに伴う条文の改正であります。この度この締結内容を実施するため改正された国内の法律、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）に新たに規定されました特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該適用利子等の額又は当該特例配当等の額を住民税算定表の総所得金額に加えるものであります。

なお、背景といたしましては、現在台湾との貿易は活発であるにもかかわらず租税条約がないことから、双方の国の法令で課税をする二重課税状態となっており、これを排除するための措置として、「日台民間租税取り決め」が締結されたものであります。なお、租税条約に関する条約適用利子等及び条約適用配当等については、すでに条例整備されております。関係条文は本文附則 20 条の 2 他であります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 40 ページをお願いいたします。議案第 3 号、阿武町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、先ほどの、議案第 2 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例の最後に説明しましたものと基本的に理由は同じであります。

条例の改正の改め文につきましては、40 ページから 42 ページに 43 ページは説明資料、44 ページから 48 ページは新旧対照表であります。それでは、43 ページ説明資料により説明いたします。

内容は先ほども申しました、議案第 2 号の最後で説明した部分と同様であります。国民健康保険税の算定上、「日台民間租税取り決め」に伴い改正された、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を、これを総所得金額に含めるための条文改正、またあわせて行う条例条項整理にあわせた条文の改正であります。以上で説明を終わります。

日程第 7 同意第 1 号から日程第 9 同意第 3 号

○議長 日程第 7、同意第 1 号を議題とします。同意第 1 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 同意第 1 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、をご説明いたします。

本案件につきましては、小田武之教育長の任期が、今年 9 月 30 日で満了いたしますので、その任期満了に伴う後任委員の任命であります。この任命にあたりましては、平成 27 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育行政の責任の明確化を図るため、教育長と教育委員

長を一本化した新たな責任者となる教育長を置き、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命することとなっており、今回から教育長の任期も 1 期 3 年となります。なお、今回の後任教育長の任命につきましては、同氏の再任でご同意をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で執行部の説明を終わります。ここで、小田教育長につきましては、一身上のこととありますので一時退席をお願いします。(教育長退席)

○議長 これより同意第 1 号についての質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なしの声あり)

それでは、質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長 本案につきましては、討論を省略し、これより採決を行います。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、起立により行います。なお、3 番は、挙手により行ってください。

お諮りします。同意第 1 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、起立を求めます。
(全員起立)

○議長 ご着席ください。起立、全員と認めます。よって、同意第 1 号につきましては、原案のとおり同意することに決定しました。ここで、小田教育長の入場を許可します。(小田教育長着席)

○議長 議長より小田教育長に報告いたします。ただ今の同意第 1 号は原案のとおり同意決定されましたのでご報告申し上げます。
(教育長、謹んで承ります。の声あり)

○議長 次に日程第 8、同意第 2 号を議題とします。同意第 2 号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 同意第 2 号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて、をご説明します。本案件につきましては、阿武町教育委員会教育委員のうち、小田武之委員及び小田正紀委員の任期が、今年 9 月 30 日で満了いたしますので、その後任委員の任命であります。これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化され教育長が兼ねていた教育委員会委員につきましては、教育長以外から後任を任命することとなり、任命につきましては、議会の同意を得て町長が任命するもので、任期はこれまでと同じ 1 期 4 年であります。また、教育委員会委員の任命にあたりましては、「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すると共に、委員の内に親権を行う等の保護者であるものが含まれるようにしなければならない。」との規定があり、今回表にありますように、小田正紀委員の再任と新たに奈古河内の田原俊子氏の任命でご同意をお願いするものであります。

なお、田原俊子氏の経歴等につきましては、別紙で履歴書をお配りしておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 以上で執行部の説明を終わります。これより同意第 2 号についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長 はい。6 番。

○6 番 田中敏雄議員 ここに記載されている 2 名の方は素晴らしい人で、賛成であります。一つお伺いいたします。いままで教育情勢については、やはり合併して 60 年経ってきましてやはり、宇田地区、奈古地区、福賀地区というバランスの取れたいろいろ人的な配慮があったやに思います。そうしたあたりこの様な形で、福賀にそうした適当な人材がおらないといえそうかもしれませんが、この辺の替わられた理由というのをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長 はい。教育長。

○教育長 町長からのこれにつきましては、この度、新規の教育委員が小田正

紀委員と田原俊子さんについてお願いするものでありまして、福賀からの市原旭委員については、まだ任期の途中でございますので、3名の教育委員がいるというわけでございます。したがって、奈古地区、福賀地区、宇田郷地区それぞれ1名ずつ教育委員がいらっしゃるようになっております。市原委員については、来年が任期でございます。ということで3名の教育委員が存在するということでもあります。(はい。分かりました。との声あり)

○議長 よろしいですか。他に質疑ありますか。それでは、質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長 本案につきましては、討論を省略し、これより採決を行います。採決の方法は、起立によって行います。なお、3番は、挙手によって行ってください。

お諮りします。同意第2号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、起立を求めます。
(起立全員)

○議長 ご着席ください。起立全員であります。よって同意第2号につきましては、原案どおり同意することに決定しました。

○議長 次に、日程第9、同意第3号を議題とします。同意第3号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 同意第3号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、をご説明いたします。本案件につきましては、阿武町固定資産評価審査委員会委員のうち、砂川利和委員の任期が今年9月30日で満了いたしますので、その後任委員の選任であります。同氏の再任でご同意をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で執行部の説明を終わります。これより同意第3号についての質

疑に入ります。質疑ありますか。(質疑なし。の声あり)

それでは、質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長 本案につきましては、討論を省略し、これより採決を行います。採決の方法は、起立によって行います。なお、3番は、挙手により行ってください。

お諮りします。同意第 3 号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、起立を求めます。(起立全員)

○議長 ご着席ください。起立全員と認めます。よって同意第 3 号につきましては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 11時04分

再 開 11時12分

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10 議案第 4 号から日程第 16 議案第 10 号

○議長 次に、日程第 10、議案第 4 号から日程第 16、議案第 10 号までの 7 件を一括議題とします。議案第 4 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 4 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)について、ご説明いたします。まず、第 1 条は、平成 28 年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は、959 万 4,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、31 億 7 千 228 万 6,000 円とするものです。また、第 2 項

は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりとするものです。

そして、第 2 条は、債務負担行為の追加及び変更における事項、期間及び限度額は、第 2 表、債務負担行為補正によるものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。

9 ページ、1 款議会費から、議会事務局長。

○議会事務局長

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長

○総務課長

(総務課長、一般管理費、財産管理費、基金積立金について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

○住民課長

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

○民生課長

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、農業政策費、農村漁村女性活動推進事業費業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、林業政策費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、商工政策費、観光費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、土木総務費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

○総務課長

(総務課長、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

(教育委員会事務局長、事務局費、教育振興費(小学校費)、給食センター費、学校管理費(中学校費)、教育振興費(中学校費)、社会教育総務費、町民センター費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

○総務課長

(総務課長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いします。5 ページ、12 款、使用料及び手数料から、総務課長。

○総務課長

(総務課長、歳入、債務負担行為補正について説明する。)

○議長 以上で説明を終わります。次に、議案第 5 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 53 ページをお願いいたします。議案第 5 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額から 225 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 6 億 6,886 万円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 6 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 54 ページです。議案第 6 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、説明します。

今回の補正は、予算の総額に 102 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 6,768 万 3 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 7 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 55 ページでございます。議案第 7 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に 620 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 6 億 8,150 万 8,000 円とするものです。(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 8 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 8 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算総額に 347 万 2,000 円を追加し、予算総額を 6 千 9 万 9,000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 63、64 ページをお願いいたします。(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 9 号、平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 9 号、平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。今回の補正は、予算総額に 97 万 2,000 円を追加し、予算総額を 7,554 万 9,000 円とするものです。それでは別冊補正予算書の 71、72 ページをお願いいたします。(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 10 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 10 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明いたします。今回の補正は、予算総額に 64 万 8,000 円を追加し、予算総額を 6,140 万 8,000 円とするものです。それでは別冊補正予算書の 79、80 ページをお願いいたします。(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、少し早いようですが昼食のため休憩とします。午後は 1 時から開会します。よろしく申し上げます。

休 憩 11時50分
再 開 13時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第17 議案第11号

○議長 続きまして、日程第17、議案第11号、平成27年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題といたします。執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案書59ページであります。議案第11号、平成27年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、をご説明いたします。

本案件につきましては、平成27年度の阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算につきまして、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、認定をお願いするものであります。

なお、各会計の決算書及び監査委員さんの決算審査意見書、そして主要な施策の実績は、既にお手元にお配りしておりでございます。以上で、説明を終わります。

○議長 ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。永柴代表監査委員、ご登壇ください。

○永柴義廣代表監査委員 それでは、お手元にお届けをしております平成27年度阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された平成27年度

阿武町一般会計及び 7 つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は、次のとおりであります。

審査の対象は、平成 27 年度阿武町一般会計歳入歳出決算並びに平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算ほか 6 つの特別会計でございます。

次に、審査をいたしました期間でございますが、平成 28 年 8 月 24 日から 26 日までの 3 日間をかけて、慎重に審査をいたしました。

2 ページをお願いいたします。審査の方法であります。町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び収入支出済額については歳入主計簿、収入命令、調定簿、歳出主計簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、財産等については、財産台帳、備品台帳、証券類等によりまして審査をいたしました。

経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査をするとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見でございますが、平成 27 年度阿武町各事業及び会計につきましては、4 月に監査方針を策定いたしまして、阿武町の事務及び事業の執行全般を対象といたしまして、経済性、効率性、有効性の観点等について、1 点目といたしまして、各出先機関と各課の定期監査、2 点目といたしまして、工事監査、3 点目といたしまして、財政援助団体の等の監査、4 点目といたしまして、例月出納検査等は 1 年を通して行い、また、決算審査につきましては、8 月下旬に集中的に行いました結果、証拠書類等はよく整理されておりました、22 年度より導入されました財務会計システムによりまして、出納室の計数は、指定金融機関の山口銀行との日計照合が随時行われていることにより、その計

数は正確であり、過誤はなく、また、各種事業の執行についても適法かつ適正に処理されていることを確認をいたしました。

次に、一般会計及び 7 つの特別会計の歳入歳出の決算状況は、2 ページの表のとおりでございます。一般会計及び 7 つの特別会計を合算した歳入決算額は 49 億 9,336 万 1,487 円で、歳出決算額は 45 億 6,774 万 0,527 円となり、歳入歳出差引額は 4 億 2,562 万 0,960 円となりました。全ての会計の予算に対する収入率は 100.3 パーセント、執行率は 91.7 パーセントであります。執行率につきましては、一般会計では繰越明許費を加味すると高い数値を示しており、特別会計においても全体的に収支の均衡が保たれています。予算の計画的かつ効率的な執行に対する配慮が伺われ、行政水準の確保向上が図られており、その努力が伺われます。

次に、一般会計から特別会計への繰り出し状況は、3 ページの表のとおりでございます。一般会計から特別会計への繰出金は、7 つの特別会計に繰り出され、その繰り出し総額は 2 億 3,904 万 0,984 円で、前年度対比 1.0 パーセントの増であります。繰出金は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業や介護保険事業など国の制度的なものですので、自治体ではどうすることもできませんが、独立採算制を基調とする特別会計の本質に向けて、自主財源の確保等に、なお一層の努力を望むものでございます。

以上、決算審査の総括意見のまとめとして、1 点目といたしまして、我が国の景気は一進一退を繰り返しており、円高傾向にもあり今後のみ投資が不透明であり、決して楽観できる状況ではありません。本町も過疎少子高齢化の進展等の現状から見て、町税を主とした自主財源の大幅な伸びを期待することは難しく、一方、社会福祉費や医療関係経費などの義務的な経費は、増加を続けることが見込まれるなど、非常に厳しい財政環境にあることには変わりはありません。2 点目といたしまして、各事業の推進にあたっては費用対効果を見定め、

経営的観点をさらに追求するとともに、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。3 点目といたしまして、今後の町政運営にあたっては、阿武町の基本計画が目指す将来像を指針として、過疎少子高齢化が進む中、今後とも各種施策を細やかに検証をし、必要な施策を着実に推進され、町民が、我が阿武町に住んで良かったと感じ、また町のホームページ等でわが町の特色を強く発信し、空き家バンク、分譲住宅地の整備、また、町営住宅の計画的な整備等を活用し転入された方々と一緒になり、町民主体の町づくりが図られますよう町政の一層の発展を期待するものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。一般会計について少しご説明をいたします。一般会計の決算状況は、歳入総額 33 億 4,359 万 6,965 円で、前年度対比 0.5 パーセントの増でございます。歳出総額 29 億 8,261 万 1,869 円で、前年度対比 2.5 パーセントの増でございます。歳入歳出差引額は、前年度対比 13.3 パーセント減の、3 億 6,153 万 5,096 円でございます。差引額には、翌年度繰越事業の財源として充当すべき額 3,813 万 0,476 円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は 3 億 2,340 万 4,620 円となり、前年度対比 6.6 パーセントの減となりました。

次に歳入の状況ですが、予算現額 33 億 0,236 万 1,950 円に対し、収入済み額は、33 億 4,359 万 6,965 円で、予算現額に対する収入率は 101.2 パーセントであり、前年度に比べ 1.0 パーセントの減であります。

一般会計における自主財源、依存財源の内訳は、16 ページの別表に掲載してございますが、歳入の主たる財源の地方交付税は、平成 26 年度が 16 億 7,507 万 9,000 円、27 年度では 17 億 1,202 万 4,000 円と前年度に比べ 3,694 万 5,000 円の増となっております。また、自主財源の主たる町税は、平成 26 年度は 3 億 1,164 万 1,000 円、27 年度では 2 億 9,033 万 6,000 円と、前年度に比べ 2,130 万 5,000 円の減

となっております。減の主な理由として考えられますのは、1点目といたしまして、個人住民税の減少でございます。これは、米価下落等の影響で農家所得の減少が考えられます。2点目といたしまして、法人税の減少。これは設備投資に伴い所得の減少による法人税の減少が考えられます。3点目といたしまして、固定資産税の減少。これは、地価の下落及び新築の減少、滅失家屋等の増加によるものと考えられます。などが、主な減の要因と思われまます。

そうした中で、税の現年課税分の収納率につきましては、毎年99パーセントと高い水準を維持しています。が、滞納繰越分につきましては、収納率が35から37パーセントと低いところであります。徴収には引き続き努力をお願いいたします。また、自主財源のもうひとつとして考えられますのが、平成21年度より導入されました、ふるさと納税制度の活用が有効かと思ひます。この制度のPRについては、全国各地で色々取り組んでおられますので、大変かと思ひますが、27年度から本格的に取り組まれました結果、825万8,000円と多くの方からのふるさと寄附金をいただきました。今後もいろいろな企画や努力をされ、適切な自主財源の確保を図られ、健全な行財政運営をしていただければと思ひております。

町税や国民健康保険税、使用料及び手数料等の収入未済額の状況は17ページに掲載してございますが、合計の収入未済額は、平成26年度までは増えていましたが、平成27年度におきましては、職員各位の真摯な取組によりまして、町税、国民健康保険税及び、使用料、手数料の未済額が大きく減少いたしました。

今後とも厳しい経済情勢の中ではありますが、町民負担の公平性等の観点から、債務者の経済状況を適確に把握し、未収額の徴収については大変厳しいと思ひますが、未収額が少しでも減少するよう限られた時間、職員で大変とは思ひますが、各課が連携を密にして計画的な家庭訪問、納付しやすい分納等、法的に許せる範囲において、引き続き収入未済額が減少するよう最大のご努力を

お願いするものでございます。

またちょっと前に戻りますが、6 ページでございます。6 ページの歳出の状況でございます。予算現額 33 億 0,236 万 1,950 円に対しまして、支出済み額 29 億 8,206 万 1,869 円で、執行率は 90.3 パーセントでございます。また、不用額は 1 億 6,621 万 0,937 円であり、前年度に比べ 33.6 パーセントの増であります。27 年度は、翌年度繰越額が 1 億 5,408 万 9,144 円と、前年度に比べ 6,344 万 8,806 円減少しております。繰越の主な内容といたしましては、まち・ひと・しごと創生特別事業や災害復旧事業等でございます。歳出につきましても、限られた財源の中で、少子高齢化に対応した住民福祉に係る医療費特に中学生までの無料化の実施がなされ、また、若者や I ターン者等の受け皿となる住環境や、その他多くの生活環境基盤整備等に係るものなどの事業予算を増加しながらも、他の事業予算を圧迫することなく、健全な行財政の運営に真摯に取り組んでおられます。今後とも行財政の運営は、昨今の経済情勢不透明の中、大変厳しいものと予測されますが、町長以下関係各位の皆様方のご尽力によりまして、町政のなお一層の発展をお願いするものでございます。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7 ページから 14 ページにかけて、阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計を始め 6 つの特別会計につきまして、私ども監査委員が決算審査を通じての意見を付しております。詳しい説明は時間の関係上省略させていただきますので、決算審査意見書をご覧頂きたいと思っております。

また、15 ページから 17 ページにかけましては、先ほど申し上げました別表といたしまして、一般会計における自主財源、依存財源の状況、そして収入未済額の状況を記しておるところでございます。

なお、財産に関する調書等は、別冊の決算書、お手元に決算書があると思いますが、決算書の 273 ページ以降に記載してあります。主なものといたしまして

は、まず 1 点、土地及び建物につきましては、土地が 1 万 3,842 平米の増、建物は町営住宅の増により、169 平米の増、274 ページの山林の面積の増減はございません。275 ページの有価証券や出資による権利に係る増減もございません。278 ページの基金保有高は 1 億 7,118 万 9,000 円増の合計 22 億 1,963 万 4,000 円となっております。279 ページの土地開発基金は、現金で 222 万 8,000 円増の、8,243 万 9,000 円、土地については、面積で、872 平米、金額で 222 万 8,000 円の減でございます。280 ページの地方債現在高は 26 億 9,072 万 7,000 円で、前年度に比べ 1 億 5,340 万円の減でございます。281 ページの債務負担行為支出額は、27 年度末までに 6 億 7,348 万 8,000 円の支出で、28 年度以降の支出額は 61 万 7,000 円で、国営農地再編整備事業、山口北部事業の負担金は、27 年度を以て完了いたしましたところでございます。今申し上げました個別の詳細につきましても、別冊の決算書 273 ページ以降をご覧くださいと思います。

最後に、別冊になるかと思いますが、平成 27 年度の決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書の資料にもありますが、将来負担比率の状況を見ましても、町の借金であります将来負担額の地方債の将来負担額総額 28 億 7,451 万円と、貯金である充当可能財源総額 49 億 4,259 万 9,000 円でありまして、将来負担比率は数値として表れません。実質公債費比率は、県下では下松市に次いで 2 番目に低い数値ではないかと思われまします。誠にいいバランスで将来を見据えた健全な財政運営がなされています。今後とも、個性の光る魅力ある町政を継続していただきたいと思ひます。執行部の 27 年度予算執行におけるこれまでの真摯なお取り組みに対し敬意を表しますとともに、27 年度の決算審査においてご協力いただきました管理職各位をはじめ関係職員の方々に、厚くお礼を申し上げまして、簡単ではございますが平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

日程第 12 委員会付託

○議長 日程第 18、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例から議案第 11 号、平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、までの 11 件を会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 11 号までの 11 件については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長 本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼、お疲れさまでした。

散 会 13時23分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 小 田 達 雄